

官公需適格組合制度とは！

官公需適格組合制度とは、国や自治体等が発注する業務の受注に意欲的な組合で、財務・体制・運営面で必要な基準を満たし、受注した業務の責任ある履行が可能な組合であることを中小企業庁が証明する制度で、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」をその根拠としています。

なお、事業協同組合が証明を取得するには、以下の基準を満たすことが条件となっています。

- ① 組合運営が組合員協調の下で円滑に行われていること
(組合概要→[組織図一覧](#))
- ② 官公需の受注について熱心な指導者がいること
(組合概要→[組織図一覧](#)→[理事会](#))
- ③ 常勤役員が2名以上いること
(組合概要→[組織概要一覧](#))
- ④ 官公需共同受注規約が定められていること
([組織概要](#)→[官公需共同受注規約](#))
- ⑤ 共同受注委員会が設置されていること
(組合概要→[組織図一覧](#)→[共同受注委員会](#))
- ⑥ 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置され、受託業務が契約どおりに行われる体制にあること
(組合概要→[組織図一覧](#)→[教育研修事業等企画委員会](#))
- ⑦ 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
(組合概要→[組織図一覧](#)→[官公需共同受注規約](#))
- ⑧ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
(発注者の皆様へ→[基本実施設計の進め方](#)→[組合完了検査](#))
- ⑨ 組合運営を円滑に行うに足りる経常的収入があること
(組合業務実績→[年度別受注業務一覧](#))
- ⑩ 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること
(組合業務実績→[年度別受注業務一覧](#))

当組合は、上記基準を順守し自治体等の事業者様から建築設計・工事監理等の業務受託を行っています。

基準遵守の詳細は、「組合概要」→「組織図一覧」には総会、理事会、委員会等の運営体制を、また、「発注者のみなさまへ」→「業務案内」をクリックすることで受託業務取り組み概要をコメント・写真等で見取ることができます。

なお、これまでの実績は「組合業務実績」でご覧になれます。